

町の人事給与などの公表

問い合わせ先 役場総務課 ☎ 963-1730 (直)

町ホームページにも
掲載しています。



「新宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、運営状況を公表します。町職員の給与、勤務条件など透明性を高め、公平性を確保するため、住民のみなさんにお知らせするものです。

(3) 年齢別職員構成 (令和6年4月1日現在)

(単位：人)

区分	職員数	区分	職員数
18～23歳	7	40～43歳	20
24～27歳	16	44～47歳	20
28～31歳	17	48～51歳	21
32～35歳	22	52～55歳	21
36～39歳	17	56～59歳	13
合 計		174人	

(4) 職員の任免 (令和6年度)

※他団体から派遣を受けた職員の着任や帰任は含みません。

①職員の採用状況 (令和6年4月1日実績) (単位：人)

職種	男性	女性	合計
一般行政職	1	3	4
保健師	0	3	3
合 計	1	6	7

②再任用の状況 (令和6年4月1日実績) (単位：人)

職種	男性	女性	合計
一般行政職	3	1	4
看護師	0	1	1
合 計	3	2	5

③職員の退職状況 (令和5年度中) (単位：人)

区分	町長部局	教育委員会部局	合計
定年退職	0	0	0
依願退職	4	2	6
その他の合計	0	0	0
合 計	4	2	6

1 職員数および任免に関する状況

(1) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

(単位：人)

部門	職員数		対前年増減数
	令和5年	令和6年	
普通会計部門	議会	2	2
	総務	38	39
	税務	12	12
	労働	0	0
	農林水産	4	4
	商工	3	3
	土木	11	11
	民生	23	25
	衛生	13	14
	小計	106	110
教育部門	34	34	0
	小計	140	144
	水道	7	8
	交通	7	7
	下水道	6	6
公営企業等会計部門	その他	9	9
	小計	29	30
	総合計	169	174
			5

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
6級	課長	14	11.7
5級	課長補佐	10	8.3
4級	幹	23	19.2
3級	主査・技術主査	38	31.7
2級	主任主事・主任技師	19	15.8
1級	主事・技師	16	13.3
合計		120	100

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※端数処理のため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(2) 職員給与費の状況(令和5年度 普通会計決算)

職員数(A)		140人
給与費	給 料	5億1,517万1千円
	職 員 手 当	1億3,257万円
	期末・勤勉手当	2億2,247万6千円
	計(B)	8億7,022万1千円
1人当たりの給与費(B/A)		621万6千円

※職員手当に退職手当は含みません。

※職員数は令和5年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般 行政職	30万5,500円	40万3,100円	40.5歳

※給与とは、職員手当を含んだものをいいます。

(4) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	新宮町	国
一般 行政職	大学卒 19万6,200円	19万6,200円
	高校卒 17万900円	16万6,600円

(5) ラスパイレス指数の状況(令和5年4月1日現在)

新 宮 町	96.3
福 岡 県	100.7

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示す指数です。

(6) 特別職の報酬などの状況(令和6年4月1日現在)

区分	給料月額など
給 与	町長 83万2,000円
	副町長 67万3,000円
報 酬	議長 34万6,000円
	副議長 28万3,000円
期末手当 (令和5年度) 支 給 割 合	議員 26万4,000円
3.40月分	3.40月分
3.40月分	3.40月分

2) 職員の休暇等の取得状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

区分	1年間の平均取得日数
一般職員	13.4日

(2) 育児休業・部分休業の取得状況

(令和5年度)

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

部分休業は、育児休業をとっていない期間において、子どもを託児などしながら養育しつつ勤務するための制度です。

(単位:人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	うち両休業 取得者数
男性職員	2	0	0
	1	0	0
女性職員	8	2	0
	0	0	0
合 計	10	2	0
	1	0	0

(注)「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「うち両休業取得者数」の欄の上段には、令和5年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が令和4年度から令和5年度にかけて引き続いている者の数を記入しています。

(3) 介護休暇の取得状況(令和5年度)

該当者はいませんでした。

3) 職員の給与の状況

令和5年度の職員の給与の状況は次のとおりです。

(1) 人件費の状況(令和5年度 普通会計決算)

住民基本台帳人口(令和5年度末)	3万3,026人
歳出額(A)	176億605万6千円
実質収支	4億3,100万3千円
人件費(B)	16億5,796万2千円
人件費率(B/A)	9.4%

参考:令和4年度の人件費比率 9.4%

⑥その他の手当

手当名	内容および支給単価 (令和6年4月1日現在)	国の制度 との異同
扶養手当 (支給月額)	【配偶者】6,500円 【子ども】 ①1人につき1万円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算 【他の扶養親族】 1人につき6,500円	同じ
手住当居	借家住居は最高2万8,000円／月	同じ
手通勤	通勤距離2km以上が対象で通勤距離に応じて支給	同じ
(支給職額)	課長 5万8,000円 課長補佐 4万5,000円	

4) 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(令和5年度)

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど、一定の事由がある場合に、職員の意に反し身分上の不利益な処分を行うものです。その種類として「免職」「降任」「休職」があります。

(単位：人)

処分事由	免職	降任	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	8	8
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
合計	0	0	8	8

(2) 懲戒処分の状況(令和5年度)

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務などに違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として「免職」「停職」「減給」「戒告」があります。

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

※平成19年に「新宮町職員の懲戒処分の基準に関する規程」を定め、職員の規律向上および秩序の維持を図っています。

(7) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当(令和5年度)

新宮町		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分

加算措置の状況

職制上の段階、職務の級等による加算措置

②退職手当(令和6年4月1日現在)

新宮町		国	
	自己都合 (月分)	勧奨・定年 (月分)	自己都合 (月分)
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575
最高限度額	47.709	47.709	47.709

その他の加算措置 なし

③地域手当(令和6年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の地域手当支給率
町内全域	6.0%	174人	6.0%

④時間外勤務手当の支給実績

令和4年度 普通会計決算

支給実績	5,418万9千円
支給職員1人当たり平均支給年額	45万9千円

令和5年度 普通会計決算

支給実績	5,001万8千円
支給職員1人当たり平均支給年額	43万1千円

⑤特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

手当の種類	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	患者の看護および防疫業務	左の業務に従事する職員	1回につき300円
行旅病人および死亡人取扱手当	行旅病人世話・搬送、死亡人取扱業務	左の業務に従事する職員	行旅病人世話・搬送 1回500円 死亡人取扱時 1件1,000円
動物死体処理手当	動物死体処理業務	左の業務に従事する職員	1回につき500円